一級河川桑野川改修工事(徳島県阿南市新野町地内)に係る公聴会議事内容

平成16年10月27日(水)

13時00分開会

議長

定刻になりましたので、ただ今から、一級河川桑野川改修工事(徳島県阿南市新野町地内)に関する事業認定申請に係る公聴会を開催致します。

私は、本日の公聴会の議長を務めることとなりました国土交通省四国地方 整備局計画・建設産業課長の千葉でございます。

本公聴会は、土地収用法第23条第1項の規定に基づきまして、起業者であります徳島県から提出されました事業認定申請につきまして開催するものであり、今後、事業認定庁と致しまして、当該申請の審査、事業認定についての判断をするに当たりまして、勘案すべき情報を収集することを目的としているものでございます。

なお、本公聴会の開催に当たりましての注意事項等につきましては、四国地方整備局ホームページ等に掲載しました開催案内に記載しておりますが、本日、会場受付にてお配り致しました、公述人の方への注意事項、傍聴人の方への整理券等にも記載しておりますので、御一読いただき、遵守されるようお願い致します。

それでは、座らせていただきます。

それでは、ただ今より公聴会を開会致します。

まず、起業者である徳島県さんから公述をお願い致します。代理人の方、 ご登壇下さい。

(起業者代理人 登壇)

議長

それでは、あちらの時計で13時2分から13時32分まで公述をお願いしたいと思います。

なお、この時間までに終了しない場合には、公述の中止を命ずることとなります。

それではお願い致します。

プロジェクターを使うようですので、電気を消して下さい。

(公述人<徳島県>代理人<坂東英明>)

公述人

公述人の起業者である徳島県の代表者 徳島県知事 飯泉嘉門の代理人であります徳島県阿南土木事務所工務担当次長をしております坂東と申します。よろしくお願い致します。着席してご説明をさせていただきます。

当公聴会の対象事業であります一級河川那賀川水系桑野川改修工事並びにこれに伴う農業用排水路、農業用道路及び市道付替工事並びにこれに伴う付

帯工事の阿南市長生町地内から阿南市新野町地内までの事業につきまして、 事業の目的及び内容等についてご説明し、当該事業が土地収用法第20条の 要件を満たしていることを公述して参ります。

なお、公述に当たりましては、パワーポイントによる映像を利用しながら 進めて参ります。

(パワーポイント)

まず、桑野川の流域概要及び改修事業の全体計画についてご説明致します。まず、河川の概要についてですが、一級河川那賀川水系桑野川は、その源を阿南市新野町喜来地内の、標高565.8メートルの矢筈山に発し、ほぼ東に流下し、途中、南川・廿枝川・北谷川・蛭地川・堂谷川・大津田川・ はまかがら であります。 一級河川那賀川水系派川那賀川に注ぐ幹線流路延長約27キロメートル、流域面積92.7平方キロメートルの治水上重要な河川であります。

桑野川は、昭和42年に一級河川に指定され、派川那賀川合流点から阿南市長生町諏訪プ端左岸及び同市長生町権現池右岸地内。具体的には、長生橋から上流約100メートルの地点までの約7キロメートルを国土交通省が管理し、この直轄区間上流から、阿南市新野町川又地内までの約18.4キロメートルを徳島県が管理しております。

桑野川の流域概要と致しましては、約80パーセントが崩壊性に富んだ急 峻な山地であり、残り約20パーセントの平地の多くは、水稲を主とする農 地となっております。

また、流域は、年間降水量が 2 , 0 0 0 8 リから 3 , 0 0 8 リにも及ぶ 多雨地域となっております。

これは、桑野川の下流域の航空写真で、画面の左から右に流れているのが 那賀川で、その下に蛇行しているのが岡川です。赤の矢印で示しているのが 桑野川です。桑野川の下流域には、橙色で表示しておりますように、阿南市 の中心市街地が形成され、県南部の中核都市となっております。

これは桑野川中流域の航空写真です。桑野川は、赤の矢印で示すように、蛇行しながら下流へ流れています。少々分かりにくいですが、ここがJR桑野駅。国道195号の桑野橋。JR新野駅はここになります。桑野町・山口町・新野町では、桑野川に沿うように集落が形成されております。

また、桑野川の河道は、全般的に河積が狭く、河道法線は不規則に蛇行を繰り返しており、このため、洪水時には各所で氾濫し、住家の浸水や道路・田畑の冠水による被害が発生しております。このような状況から、河道の拡幅を行い、洪水被害を未然に防止するため、桑野川の直轄区間におきましては、建設省(現在の国土交通省)により、改修工事が進められており、昭和43年に策定された工事実施基本計画に基づき、改修工事が完了しておりました。

その後、昭和63年には、計画高水流量が改定され、現在再改修が鋭意進められているところであります。県管理区間におきましては、昭和31年に、

堂谷川合流点までの改修事業に着手し、その後、昭和44年には、現在の計画高水流量に流量改定を行うと共に、北谷川合流点まで区間延伸を行っております。さらに平成元年には、大歳橋までの3,050メートルの区間延伸を行い、現在は、全体改修延長9,750メートルで改修を進めているところであります。このうち、事業認定の申請を行った起業地の区間は、阿南市新野町左岸宇井谷地内及び右岸重友地内から、阿南市新野町左岸大歳地内及び右岸馬場地内までの延長1,700メートルの区間となっております。

この全体計画のうち、平成10年頃までには、直轄区間上流端から、重友橋付近までは、築堤工事を完了しておりましたが、直轄区間の流下能力と整合を図るために、河床掘削を一部残しており、北谷川合流点までは治水安全度15分の1。北谷川合流点から上流につきましては、治水安全度5分の1の暫定計画となっておりました。また、重友橋付近から上流につきましては、未改修の河川に等しい状態でありました。

このような中、桑野川流域では、平成9年から平成11年にかけて、台風や集中豪雨による浸水被害が相次ぎ発生し、特に、平成10年5月・9月及び平成11年6月のほぼ1年間の間に3回の大規模な浸水被害が発生し、中でも、平成11年6月29日に発生した梅雨前線に伴う集中豪雨では、新野町の谷口観測所で、最大時間雨量107ミリを記録すると共に、9時から12時までの3時間雨量では、242ミリの既往最高雨量を記録致しました。この記録的な集中豪雨により桑野川の水位は急激に上昇し、下流部の大原水位観測所では、計画高水位に後9センチに迫る6メートル19センチの水位を記録致しました。

この写真は、長生橋から大地橋までの航空写真で、平成11年6月の豪雨では、水色の部分が浸水しました。この写真は大地橋から重友橋までの航空写真で、川沿いのほとんどの区域が浸水しました。

の写真は、JAあぐり阿南付近の浸水状況の写真です。

の写真は、内田橋から下流を見た時の河川の状況で、川幅いっぱいに洪水が流れています。

この写真は、重友橋から岩戸橋間の航空写真で、無堤部や堤防の低い箇所におきましては、桑野川の氾濫による家屋・道路・田畑等の大規模な浸水被害が発生致しました。

の写真は、旧新野保育所の浸水状況の写真です。

の写真は、新野町内の浸水状況の写真です。

この写真は、白池堰付近の写真です。

下の写真は、白池堰付近から越水している状況です。

この写真は、大歳橋から上流を見た写真です。

下の写真は、平成11年6月豪雨の時の河川の状況で、川幅いっぱいに洪水が流下している様子です。

この写真は、平等寺橋から上流を見た写真です。平成11年6月の豪雨の時には、下の写真のように、左岸側の堤防が見えない状況になっており、堤

内と河川の区別がつかない状態となっております。平成11年6月の浸水被害は、桑野川流域全体では、水害区域面積は650ヘクタール。被災家屋数は570棟にのぼり、住民生活や地域産業に甚大な被害を及ぼしました。

このような浸水被害を未然に防止するためには、治水安全度50分の1の全体計画を遅滞なく施行する必要がありますが、直轄区間との流下能力バランスにも配慮しながら、緊急的な対応と致しまして、平成11年6月29日洪水と同程度の洪水による再度災害を防止するという観点から被災流量規模である治水安全度30分の1の暫定改修計画を策定し、直轄区間と相まって、改修の推進に努めているところであります。

事業の経緯と致しましては、昭和31年度に建設省(現在の国土交通省)所管の補助事業であります中小河川改修事業(現在は、広域基幹河川改修事業)に着手し、その後、改修区間の上流延伸や計画高水流量の変更を行い、現在は、長生町の直轄管理区間上流端から、新野町の大歳橋までの全体改修延長9,750メートル。治水安全度50分の1の計画となっております。このうち、事業認定の申請を行った起業地の区間は、阿南市新野町の重友橋上流から大歳橋下流までの延長1,700メートルの区間であります。

また、平成11年6月29日洪水を契機と致しまして、改修のスピードアップを図るために、平成11年度には、4か年間の時限事業である河川災害復旧等関連緊急事業の採択を受け、直轄区間と相まって、再度災害防止の観点から、治水安全度30分の1の暫定計画による直轄上流端から重友橋までの区間の河床掘削や重友橋から大歳橋までの未改修区間の暫定改修を進めて参りました。

この事業を進めるに当たりましては、平成11年12月に、全体事業の説明会を開催し、用地取得について協力を求めると共に、地元で組織されている桑野川改修促進期成同盟会の支援も得ながら、これまで任意交渉により、用地取得の推進に努めて参りました。

しかしながら、一部の未取得用地の地権者につきましては、立ち入りの了解も得られない状況であり、これ以上の事業進捗が難しくなっている状況であります。県と致しましては、このような状況をふまえ、このままでは、事業にご協力いただいた大多数の方々や多くの流域の方々の1日も早い改修を望む声に応えることができないと判断し、平成16年3月22日に土地収用法の事業認定の申請を行ったものであります。

なお、土地収用法第15条の14の規定に基づき、平成16年3月4日には、当新野公民館におきまして事業説明会を開催しております。

続きまして、事業の内容についてご説明致します。

直轄区間上流端から、大歳橋までの全体計画区間9,750メートルのうち、重友橋付近までの約7キロメートルについては、河床掘削を残し、築堤工事は完了しております。したがって、本事業は、未改修区間である重友橋から大歳橋までの延長1,700メートルの区間について、築堤及び河床掘削を行うものであります。

流量配分図に示すように、治水安全度50分の1に対応する計画高水流量は、下流大原地点で900トン、起業地区間では650トンから420トンとなっております。また、当面の治水安全度30分の1の暫定計画に対応する計画高水流量は、大原地点で800トン、起業地区間で570トンから370トンとなっております。

なお、治水安全度30分の1から50分の1への移行は、河床掘削で対応することとしており、新たな用地買収の必要はありません。

この流下能力図は、治水安全度50分の1の全体計画、30分の1の暫定計画、及び現況流下能力を示したものであります。水色で着色している部分が、平成11年6月の河川災害等関連緊急事業着手以前の流下能力です。平成11年6月の洪水を安全に流下させるように治水安全度30分の1の暫定計画で、改修工事を行い、濃い水色の部分の流下能力が向上しました。しかし、起業地区間の一部が未改修区間として残っているため、オレンジ色の部分の流下能力が低くなっております。

今回、事業認定を申請致しました起業地計画区間の概要についてご説明致 します。

桑野川は、上流端の大歳橋下流で南川が合流し、中間付近で廿枝川が合流した後、大きく湾曲し、北に流路を変えております。また、区間内には、利水施設と致しまして、野間堰・竹長堰の2ヵ所の取水堰があり、いずれも固定堰で右岸側に農業用水を取水しております。さらに竹長堰下流では、市道橋の東重友橋が渡河しております。

河道改修のルートと致しましては、一般的な現河道沿いのルート案と、河道をショートカットして付替える案の2案が考えられますが、ショートカット案につきましては、補助整備された耕地を通過することにより、大規模な用地買収が伴い、農業基盤が大量に失われる上に農道の機能回復のための橋梁が多数必要となるなど、周辺の土地利用や経済性の観点から、現河道沿いのルートに比べ、問題が多いため、当該区間の改修に当たりましては、現河道沿いのルート計画としております。

河道の改修計画の策定に当たりましては、計画高水流量以下の流量を安全に流下させるよう、また、河川環境や周辺の土地利用状況等も考慮しながら、 縦横断計画を決定しております。

縦横断計画の策定に当たりましては、河床幅を現況程度として不足する河積を現況堤防の嵩上げにより確保する堤防嵩上案。河床高及び堤防高を現況程度として不足する河積を川幅を広げて確保する引堤案。両者の中間の引堤プラス堤防嵩上案の3案を総合的に比較検討し、社会的・技術的及び経済的な見地から最も優れている引堤プラス堤防嵩上案を採用致しました。計画河床の縦断勾配は、現況河道の河床を包洛するような勾配としており、301.3分の1となっております。

横断計画は、河川管理施設等構造令に基づき、桑野川の計画高水流量に対応した各諸元を確保しております。堤防の高さは、計画高水位に余裕高1メ

ートルを加えた高さとなっており、堤防天端幅は南川合流点下流は4メートル、上流は3メートルとなっております。

また、計画高水流量以下の流量を安全に流下させる河道断面と致しまして、 甘枝川合流点下流では、河床幅34.55メートル、甘枝川合流点上流では 28.15メートルとなっており、堤外側の左右岸堤防法片の幅は、それぞれ60.99メートル、54.59メートルの計画となっております。さらに、堤防は、南川合流点上流部を除き、表法面に3メートルの小段を設けた 複断面形状を採用しており、低水部については、50分の1計画に対応した 多自然型護岸工を施工する計画とし、30分の1の暫定計画河道から河床掘 削による50分の1計画河道へのスムーズな移行が可能な横断計画としております。

続きまして、関連事業についてご説明致します。本体事業の施行に伴い、 農業用排水路・農業用道路及び市道が遮断されることとなりますが、これら は、地域の内水排除、日常生活や農業生産活動にとって必要不可欠なもので ありますので、これらの機能回復を図るための付替工事を関連事業と致しま して本体事業と併せて施行する必要があります。

環境への影響についてご説明致します。本事業は、環境影響評価法及び徳島県環境影響評価条例により、環境影響評価が義務づけられた事業には該当致しませんが、生物調査等の環境調査を実施しており、これらの結果を参考に護岸工法に生態系に配慮した多自然護岸工法を採用致しました。

また、起業地周辺には、騒音規制法及び振動規制法の規制対象地域があるため、規制の対象となっている特定建設業を行う場合は、低騒音型のバックホウを使用するなどにより、騒音・振動を抑えると共に、施工計画を工夫して工期短縮に努めることとしております。以上のことから、本事業の施行による環境への影響は軽微であると考えております。

事業に要する経費及び財源についてですが、本事業は、国土交通省所管の補助事業である広域基幹河川改修事業により実施しており、起業地計画に要する全体事業費は、約40億円となっております。この財源と致しましては、国庫負担金と県費を充当しており、平成16年度の徳島県一般会計当初予算におきましては、5億7,000万円を計上しております。

起業地の用地取得の進捗状況と致しましては、平成11年度から用地取得の促進に努め、現在の用地取得率は、面積で99.5パーセントを取得しており、約710平方メートルが未取得用地となっております。

また、工事の進捗状況と致しましては、起業地区間約1,700メートルのうち廿枝川合流点付近の前後約700メートルを残し、慨成しております。

現在までの河道の整備状況の写真ですが、上段の写真は、重友橋より上流を見た写真で、左側が改修前、右側が改修後の写真です。

下段の写真は、東重友橋より下流を見た写真で、左側が改修前、右側が改修後の写真です。

この写真は、南川合流点下流付近の改修前と改修後の写真です。

最後に、整備効果についてですが、本事業を完成させることにより、起業地の流下能力が現況の230トンから、暫定計画では、廿枝川合流点下流で570トン、南川合流点下流で480トンになり、また、全体計画では、それぞれ650トン・540トンに向上致します。その結果、平成10年度及び平成11年度に発生致しました同程度の洪水に対し、家屋及び田畑の浸水被害が大幅に軽減され、民生の安定に寄与することはもちろんのこと社会的・経済的な効果は非常に大きいと言えます。

以上、桑野川の改修事業の目的と内容等についてご説明して参りました。 当該事業は、土地収用法第3条第1号・第2号・第5号及び第35号に該当 する事業であること、起業者が当該事業を遂行する意思と能力を有している こと、また、これまでにご説明しましたように、土地の適正かつ合理的な利 用に寄与すること、土地を収用し、または使用する公益上の必要があること から、土地収用法第20条の各要件を満たしております。

また、桑野川改修工事の早期完成を求める流域住民の方々の声に応えるためにも事業の円滑な推進が必要であり、早期に事業認定がなされることを切望致します。

これで公述を終わります。

議 長 どうもありがとうございました。

それでは、徳島県さんの公述が終わりましたので、ご降壇下さい。

(公述人 降壇)

議 長 引き続きまして、 さんの公述を13時32分から開始したいと思いますので、時間までにご登壇下さい。13時32分から30分後の14時2分までに公述を終了されるようにお願い致したいと思います。

なお、この時間までに終了しない場合は、公述の中止を命ずることとなり ます。

> 13時30分休憩 13時32分再開

議 長 それでは、 さんお願い致します。

(公述人 登壇)

公述人 ご紹介に預かりましたので意見を申し上げます。

意見書。

平成16年10月27日

一級河川那賀川水系桑野川改修工事並びにこれに伴う農業用排水路・農業

用道路及び市道付替工事並びにこれらに伴う付帯工事について、内閣総理大臣 小泉純一郎殿に意見申し上げますので、必ずやこの内容を知っていただくことが目的でございます。

この書面と同じ物を内容証明で大臣に送付致しますので、その回答を申し 入れ致すものであります。

私は、新野町宇井谷 の現所有者であります。私は、県用地課及び阿南 土木事務所長の方々に対しては、「境界が一部確定していないのに土地を買 い上げようとしている。早く、私どもの土地を境界確定しなければなりませ ん。」と、何度も今まで申し上げて参りました。「隣地との境界確定が済ん でいないのに取引すると、後々、双方にとってもめる原因になりますので」 と申し上げましたが、この件に関しては、初めから無視し、対応せず、収用 にて対応するとの強い考えでおられたのか、全然聞き入れられず、結果的に 無視して、次々と買収していったのです。

私は、境界を入れなければ、何も進まない。何も決まっていないと、平成13年7月25日内容証明を提出致しました。その時、すでに買い上げしており取引が済んでいたのです。内容証明を出す7ヵ月も前に、境界確定を電話とかで所長・担当課長に機会がある度、境界確定を申し入れている時、県庁土木部次長及び用地課の上司の方々も真剣に聞こうとはせず、言っとくとか、言ってあるの一言で、対応しようとしなかったのです。「おまはんの土地は、収用にかけると言っとるのにいけるんか。」と知人が心配し、話に出るほど噂になっておりました。

境界確定を無視して、最後に収用で対応するという考えが、別紙内容証明からも受け取れます。これから用地交渉する相手に、内容証明で書面を出したり、平成15年6月23日10時宇井谷 番地の現地で、境界の話をする時に何の断りもなく、ビデオカメラを回し、録画を始めたりしますか。常識的には考えておかしいのではありませんか。無礼だとは思わないのですか。

内容証明でなく普通郵便で出すのが常識です。受け取る方は何事かと思います。こちらが言ったことは、全て無視。県からの言い分は、内容証明で届くだけ。全然会う約束もしていないのに、突然、留守に勝手にやって来て、「未だ面談いただけない。」それも、その日1回だけ足を運び、そして、その後に内容証明で面談いただけない状況と一方的な言いがかりとも取れる対応。

考えてみると、彼らは、話すことも対応することも予定にないのです。 1 回も人並みの話し合いらしき交渉などをせず、収用という権力を楯に問答無用で(今までの境界確定できていないこと)問題点を押しつぶす考えなのです。収用法を自分たちに都合のよいように利用し、誤った運用をしようとしているのです。

事業説明会の時も申し上げました。反対ではないのです。売らないという ことなどないのですと。

事業認定する(市役所に告示してあった)申請書に目を通しました。一番

おかしいと思うことは、事業の認定を申請する理由。「今後とも誠意を持って交渉を重ね、円満に解決するよう努めるものであるが、万一、任意交渉による取得が困難な場合は、収用委員会の公正な裁決を受けて、事業の円滑な進歩が図れるよう予め事業の認定をするものである。」と申請理由にあります。一度も交渉とも言えるような話し合いもせず、今後とも誠意を持って交渉を重ね、円満に解決するよう努力するとのことですが、境界の問題を話し合うことを拒み、無視していることが原因で今まで交渉など1回もしていないのに、嘘ではありませんか。これからも努力する。こんなでたらめな嘘ばかりの申請理由で、簡単に事業認定が下りるのであれば、国民一人一人に与えられた制限されないで交渉できる権利を失うことになります。

また、他の土木事務所で、日夜、相手方に出向き、根気よく誠意を持って 交渉されている人達は馬鹿らしくなり、これからは、誰も熱心に交渉に身を 入れる担当者がいなくなるでしょう。現に、阿南土木は、あまり熱心でない と言われておるそうですが、今後、後に続く用地担当者は、この件について、 法が変わり、数少ない公聴会なのでどのような方法で認定されるのか、関心 を持っているとのことであります。

今日ここに、建設省建設課長様はじめ、これだけの国土交通省の方々が、 高松から集まられ、公聴会をするには、貴重な時間・労力と国民の血税が使 われております。県当局の一部の担当者の誤った考えで自動的にここまで事 が進んで参りましたが、これからの審査は、県関係者でなく、国が審査され るので、厳正な審査をお願いします。

申請理由が事実のことで申請されるなら、これらは何の問題もありませんが、事実とは全く違います。それと、「万一、任意交渉により取得が困難な場合」と申請しています。何の交渉もせず、万一のことを考えて、前もって事業認定下さいとの申請であります。前もって認定ができるのであれば、これから県に不利益なことを言う者は交渉せず、前もって認定を申請することとなる悪い例の第一歩です。収用が必要な時もあると思いますが、それなりの経過が必要だと思います。何度話し合って交渉しても協力してくれない人達には、必要だと思います。

私どもは、そんなことはありません。無視して、一方的に決めてもいない境界がいつの間にか決まっていたことにされ、そのつじつま合わせのために、旧地主に十分説明もせず印鑑をとり、それを楯に境界が決まっていたと言ったり、一度も交渉らしき交渉もせず、さも「協力してくれない。売ってくれない。」と言ったり、鑑定士に頼まず、担当者の気分で補償額の算定を行い、その時によって金額が変動することがまかり通っているのが現状なのです。

ここに、その事例を一つ紹介します。

補償の算定は、担当課長が行い、あまりにも低い金額なので説明を求めると、「鑑定士に依頼しても概ね妥当であり、鑑定士に鑑定を依頼する予定はない。おこなったところで大きな差はありません。」と回答しております。

土地を公共事業に売却する立場の者とすれば、「概ね」とか「大きな差は

ない」とか、課長が決めて、それを内部で決定する算定の仕方に問題があり、公平さに欠け、一律の基準で買収できていない事例ですし、2000年7月21日から2000年9月7日のファックスでは、これらの算定は間違っているのではと説明を求めると、その後、「コンサルタント業者の意見を聞いたら、移植できると言って、出した金額を撤回する。」と言ってきています。

いい加減な低い数字を課長が決め、それを指摘すると、「コンサルタント業者に聞いたら、その金額では移植できないと言ったので撤回する。」と言う。初めから何も課長は、根拠もなく低い金額を適当に決め、公平さに欠ける算定で一方的に決められているのがよく分かります。初めから専門家に鑑定を依頼し、金額を出すべきであります。

「出してきた金額が間違っていた」とか、「移植できると言った金額を撤回します」とか、どの金額が本当なのか、売却しなければならない方としては、県を信じることはできません。県は、商売しているのと勘違いしているのではないかと思うのであります。

この物件も最終的にはコンサルタントに査定させましたが、その金額を下げて説明して、それも査定の6割。そして、安く買えたと県庁所長に手柄のごとく報告する。

2000年9月26日のファックスでは、市場価格は適用できないと言っています。それは、庭木でも雑木でもなく、このような状態にある木だから市場価格は基準にならずとあります。

では、何を基準にするのか、このような状態にある木だから市場価格は適用しない。無茶苦茶でたらめな表現理由をつけて市場価格を参考にしない算定であります。境界と補償の算定を適当に行うのは慣れているのかもしれません。

参考に申し上げますが、この県の算定の最後の決着は、初めて算定した金額の2倍以上で決着致しましたが、後から、私の耳に入ってきたのは、コンサルタントが算定し、予定していた金額は、まだ大分残っていると言っていたと聞きました。

私どもは、一番初めに提示された低い金額で取引していたら、私は、その金額の半分以上を損していたことになるのです。そう思うと、でたらめというより、作為的と思われても仕方がないのではないでしょうか。

別紙資料2000年10月3日の県からのファックスでも分かるように、受益者であることを考慮の上、ご協力をお願いしますとあります。安くても受益者であるので協力致しましたが、その後、「この件は、桑野川の事業認定のことがあり、バランスが取れないのでしばらく事業しない、おいとく」と前所長が言っておられると聞きました。現にこの事業は、コンサルにもかけ、環境調査及び計画設計図面も仕上がり、この地域には必要な事業となったものの、未だ中止されたまま実行されておりません。

この桑野川の認定に絡み、他の地域で事業を止められて困り果てている地域があることを忘れてはなりません。公共事業にバランスとか、個人的見解

を持ち込み、行政を行ってはならないのではないでしょうか。

また、初めて出す金額は、あまりにも低く、作為的に2回目も基準を適用 せず、勝手に基準を作り、目茶苦茶な補償の算定をして、正式な補償基準に 基づいた金額より少ない金額で買収できた。予定した金額は、大分残ってい ると、ゲーム感覚で土地を買収しているのです。

これらのことを所長に申し入れると「県に間違いなどない。不服があれば、第三者に意見を聞いたら」と突っぱねるのです。要するに、裁判でも何でもしるとのことです。民間の会社がこのようなことをしていたら、たちまち信用をなくし、会社は倒産してしまいます。県だからこのようなことが罷り通っているのです。担当者は、2年もすれば変わる。長くても3年。責任感を軽く見ているのが今の土木事務所の現状です。県民は、公平で基準にそった算定の基での補償を信じているのに、全く正反対であることが別紙資料で分かっていただけたと思うのであります。

初めから鑑定にかけ、コンサルにもかけて、基準に則った評価をし、初めての提示で査定した本当の金額を出して交渉するのが正式な交渉ではありませんか。初めは低い金額を出し、徐々に交渉する中で上げて駆け引きする、そんな補償交渉が日常行われているのです。補償の算定基準に基づき、算定すると一つの数字しか出ないはずです。適当に基準を作り、その場、その時に計算しているから金額が変わるのです。

このような不信をいだかせる算定は、公共性・公平さに欠けております。 国も補助金を出しておりますので、その辺のところ厳しく徹底して審査をしていただかなければ、公益性のある事業、公共事業とは言えないのではありませんか。厳しく指導され、改めるようご指導下さいませ。

交渉途中からコンサル鑑定にかけて、基準の単価・金額は出ているにもかかわらず、その金額を故意に下げて、これが標準査定金額ですと言って、安く買い叩く。このような、初めから騙して安く買い叩こうとすることこそ問題で金額が大き過ぎます。一つ間違えば詐欺になります。知らず知らずのうちに、県が詐欺になるかもしれないような用地買収をしていることを知っていただき、今後、このような用地交渉が二度と起きないよう、徹底していただき、この用地物件(宇井谷)からは、上記のようなことがなきようにしていただかねば、公益性のある公共事業には当てはまりません。

事業認定を国が認定すれば、県は、私どもに対し、たちまち収用申請の運びとなるでしょう。私どもは、境界の件、基準に基づく用地補償の件など、国民一人一人に与えられた公平な、人並みの交渉の権利を与えてもらえず、制限をかけられ、時間を締めつけられ、県の一方的有利な交渉となることは必定です。

現に県は、収用になれば、すぐ解決すると言っているとのこと。以上のことを考えますと公益事業とは言えないはずであります。

境界の問題も用地取得の問題も県が正面から対応していただければ、数日間で解決できることであります。平成14年5月17日、内容証明で境界が

間違っていると提出しております。旧事務所の方々3者も別紙に、元々境界確定などしていないと言っておられます。しかし、別紙に、県は取引は済んでいるので関係ないと言っております。いつまでも長引いてはいけないと思い、県に対し、早く解決してもらいたいので境界の件をハッキリ決着をつけて、間違っている確定をやり直していただければ、旧地主に土地を寄付してもいいですよ。

しかし、物件については、私どもは、現在、所有・占有しているので、これらは私どもの物件として取り扱って欲しいと申し上げも致しましたが、「境界は旧地主と現所有者の間で解決しないといけない問題なので、県とは何の関係もない。」と無視しています。このことが原因で、私どもと話し合いしないことが解決への道を閉ざしているのであります。

この事業認定区域で、私ども以外の方々が、工事に賛同しないとか、着工してから、作業用地仮設道の借地で協力してくれない関係者は一人もいないと、県から聞いております。橋も堰も、反対する人など一人もおりません。 いるなら聞きたいものです。

申請書には、工事の作業に、一時的に使う作業用地まで反対者があるかの如く申請されておりますが、調査したところ、誰もそのような方はおりません。県も認めています。桑野川の公益性があるか否かの事業の査定の判断の一つである、計画流量の件であります。県が当初、国に予算を取るために申請し、提出しております計画流量の確保の現状は、今、どの程度確保できているのかと県に聞くと、工事途中では、現状の計画流量の確保状況など調べたりしないとのことであります。

現在どの程度計画流量を確保できているのか確かめもせず、「当初、計画した時の計画流量で何も変わっていない。」と嘘の計画流量で、国に事業認定を申請しているのです。現状の計画流量は、今、どの程度かなどの把握はしていない。しないとの返事であります。現状は、堤防の新設で当初の目的を達成し、計画流量の確保は、全て達成されております。事業認定を取って、すぐに計画流量を確保しなければ、洪水に耐えられない状況ではありません。旧堰(事業認定区域内の使用していない、いらない方の堰)直下及び橋(事業認定区域内の重友にかかっている鉄の橋)下流15メートルまで浚渫したため、台風により堰が一部流されたため、土砂が流れ、橋も流れる可能性が出たので、県に「事業認定を取りやすくするため、保安距離をとらず浚渫して、橋をめぐのか」と報告し、「大至急ブロックを入れて対応しないと人災です。浚渫により故意に壊したことになる」と申し入れました。

私どもがブロックを入れ、根固めするようにと言ったことにより、対応してくれましたが、それでも十分ではなく、心配しております。部分的にブロックを置いただけで堰全体にブロックを設置していないので、弱い部分の堰が流れることになり、結果的に上流部の橋とか、その両護岸が流されることになるのです。私どもが言わなければ、一部のブロックも未だ置かれていなかったものと思われます。浚渫により壊れた堰と橋は、わずか15メートル

程の距離です。保安距離もとらず、堰・橋直下まで浚渫することなど常識では考えられないことであります。どうせ近いうちに橋もやり替えるので、めげてもよいと判断し、保安距離もとらず浚渫したのだとしか考えられません。

以上のような状況であり、これらも大型ブロックを一部でなく、堰全体に 設置すれば、緊急にどうにかしなければ、公益性を損なうような現状ではあ りません。この辺のところ十分審査されるようお願い致します。

上流に公園を造る計画で、買収していた場所で、相続ができていない箇所が2ヶ所ほどあるとのことを聞いておりますが、1ヵ所については、収用などせずとも、話は、権利者同士で解決しているとのこと。県は知らないかもしれませんが。もう1ヵ所については、公園を造る計画の場所で、すぐに対応しなくても公園は中止になり、何の問題もない場所であります。

では、なぜ認定が必要かと掘り下げて、県の方に聞いていくと、私どもの土地の件があるので事業認定を申請していると言っていました。私は、橋も堰も、できるだけ早く新しく造らなければと思いますが、今日、明日にどうにかしなければ、公益性が損なわれるとかの緊急性を及ぼすほどではありません。まだまだ改築・新設しなければならない箇所は、阿南市内にたくさんございます。

現に、津波が直撃する福井町寒谷という所があります。地元住民も地権者 も反対などしていないのに、途中でワンスパンだけ止まっている地域がござ います。地域の方が、1日も早く堤防・防波堤を建設して欲しいと申し出る と、現所長は「予算が少なく困っている。地権者は、反対などしていない。 そのことはよく知っている。しかし、予算が少ないために、工事にかかれな いのだ。」と困っているところもあります。

桑野川も早いのにこしたことはありませんが、今も役割を果たせている施設です。修理すればもっと長く使える施設です。今年度中に工事に着工する予定で計画を立ててもらい、私どもと、明日からでも話し合いに県が参加してくれれば、今年度、16年12月末日までに発注できるはずであります。わざわざ認定が許可されるのを待って、交渉にかかることなど、そんな必要はないのです。県が協力してくれないと思っている人は、私以外は他に誰もいないとのことでありますので、もっと私どもと話し合える場を持っていただくことが、1日も早く着工でき、地元に喜んでもらえる一番の近道と確信致しております。私どもにも、協力をさせて下さることを願うものであります。事業認定、収用にて土地を買収されたいと思う人など、余程のことがない限り、そのような人は少ないでしょう。私どもも、そのようなことはお断りです。そのようなことは望んではおりません。

しかし、収用を楯にして、自分たちが境界確定できていない土地を忠告したにもかかわらず、無視して買い上げて、それを旧地主たちのせいにして、責任転化する。そして、現所有者の私どもと旧地主との間の問題で解決すべきことで、関係ないと聞き入れず、上司もそれを支持している。県庁担当課も阿南土木の方で話して下さいと取り合わない。その結果、事業認定の申請

をしているので認定が下りてから話し合いしてもいいではないかと、高いうちから認定がおりるのを時間待ちしている。この現状が事業を遅らせている原因なのです。新しく変わった国の事業認定の基準は、住民から意見を聞き、参考にするとのことであります。

工事予定地売却に協力致します。売りますので、早く話し合いを致しませんかと言っている我々に対し、念のため事業認定して話し合いに入ろうとしている県を優先して、認定するのでしょうか。計画流量も100パーセント確保できており、何の問題もないことは、私どもが、今日、申し上げるまでもなく、県が申請書を国に出した時に、電話で説明しておりますので、すでに計画流量の件については、担当者の方、国にも分かっているはずです。どうかこの辺のところ、県当局と馴れ合いで、県も申請して事業説明までしているので立場もあると行政寄りで鵜呑みにせず、厳正に審査されることを願います。また、その結果を元に、県と話し合えるご猶予を下さいますよう願うものであります。

1回も交渉らしきことをせずとも、事業認定がおりる新法になりますと、 後々、国民は、不信を抱き、国が行う事業に対して、1歩構えて考えること になるでしょう。県は、益々交渉に身を入れなくなるでしょう。

現に橘町インターチェンジに絡み、平成16年10月15日、195号改良工事に伴う公聴会で意見を申し上げましたが、なかなか取り上げていただけない感じが致しております。現に195号で意見申し上げた件について、土木は何も考えておらず、国土交通省からも何の意見もないとのことで、対応は変わらずとのことであります。

意見を申し上げても意見を聞くだけのことでは、何も改善されません。公式の意見については、積極的にご指導いただき、国土交通省並みの徹底した話し合いをしていただくことを願うものであります。

国土交通省用地担当課の方は、私どもに対し、今のところ日夜誠実に対応し、インターチェンジ予定地の境界を入れるべく、日夜ご奮闘されております。このことに頭が下がります。しかし、阿南土木は、この方達、国土交通省から私どもと一部だけ立ち会い、境界の確認だけ(確定ではなく)するよう依頼され、頼まれているにもかかわらず、私どもと境界の確認さえしようとは致しません。このため、私ども及び国土交通省担当者の方々も県が確認してくれなければ、周りの隣接との方々と確認できないので困り果てております。このこと一つとっても、今の阿南土木は、第一歩から私どもと話し合うことなど予定にないのです。

以上、事業認定に当たり、事実確認され、今一度話し合いできる時間を下さいまして、交渉の経緯を踏まえてからでも認定は遅くないと思いますので、 慎重な審査・ご判断をお願いする次第であります。以上。

なお、関係資料を提出致しますので参考にして下さい。終わりです。

どうもありがとうございました。

議長

さんの公述が終わりましたので...

公述人

これ提出。

議長

はい。

公述人

この後ろに、これ資料をみな付けてありますんで、一式。一枚は印ついて 出してありますけど、よろしくお願いします。

議長

それではご降壇下さい。

(公述人 降壇)

議長

引き続きまして、 さんの公述を13時58分から開始したいと思います。13時58分から30分後の14時28分までに公述を終了されるようにお願い致します。

なお、時間までに終了しない場合には、公述の中止を命ずることとなりま す。

> 13時56分休憩 13時58分再開

(公述人 登壇)

議長

それでは さんお願いします。

公述人

意見書。一級河川那賀川水系桑野川改修工事並びにこれらに伴う農業排水路、農業道路及び市道付帯工事及び、並びにこれらに伴う付帯工事について、四国地方整備局長 横田耕治殿にご意見を申し上げます。

私は、徳島県阿南市新野町宇井谷 の旧地主 であります。

私と阿南土木との関係につきましては、平成11年の8月12日、県からの依頼により、工事予定区域の流域の方々が境界について話し合いのために現地に集合し、話し合いました。この時、隣接地の方々と境界がうまく決まり、その場で決定された方々もおられましたが、私どもの土地と隣地の境界の図面 AK(境界点番号)55・56・57・58の位置だけ、この日旧地主2名の方と話し合いでは決まりませんでした。

といいますのは、別紙図面でいうと AK 5 5 · 5 6 · 5 7 · 5 8 の位置の地点につきましては、その点より大分離れた所に檜・枇杷の木・柿の木が今も現地に残っています。境界は、檜・枇杷の木の根の川口より裾であるとハッキリと私は申し上げましたが、この日、十分な審議をする時間もなく、ど

の位置に決定するとかは、決まりませんでした。

しかし、現在、県は「この日、即日に決まっていた。」と言っていますが、 これは決まっていません。お調べ下さい。別紙に資料を添付しています。

この日、県の方々から「境界の売り買いに出席した確認のために署名をして下さい。」と頼まれ、署名を致しました。しかし、その署名は、境界がこの地点に決定したことの署名ではありません。出席確認と同じで、立会に集まって出席した立会に来たことの署名であります。

「出席確認のために署名をして下さい。」と県に言われて署名したのですか ら、間違いありません。

この日、県から、「全体の測量図面が作成できましたら、また、個別に相談してもらい、関係者で図面を見てもらいながら、現地も見て、きちんと現地の位置に境界を決めてもらって、図面の現地を落としますので、その時に、これでいいと思ったら境界確定の印鑑をもらいますので、その時には、もう一度寄って下さるようにお願い致します。」とのことでありました。

しかし、その後、県から何の連絡もなく時が過ぎました。私の土地の辺りまで工事してくるのは、まだまだ10年も先のことだと巷では話が出るほどで、まだまだ先のことと思い込み、あまり関心もなかったのであります。

その後、平成12年の3月、友人である 氏に、まだ10年も先のことと思い、土地を売却したのであります。

もちろんのこと、境界確定などできておりません。 氏に売却の折に、 檜・枇杷の木・柿の木の辺りの境界確定ができていないので、隣接地の旧地 主の2名の方に、どちらかの方から境界用の申し立てがあれば、檜・枇杷の 木の根の川口の裾の点が境界なので、速やかに境界確定して下さるように約 東致しました。

平成12年の3月に売却して、1年7ヵ月してから、徳島県阿南市土木事務所の用地第二課長と用地第一係長が、13年12月10日午前10時頃に家にやって来ました。この書類に印鑑と署名をして下さいと言われたのであります。その時、理解が得られらような説明と事実を知らせられないまま、うまく誘導されて印鑑をつくことになったのです。後々、私の署名を盾にして、私に全ての責任がくることになるのです。ずいぶん後で分かったのですが、結果的には、私はこの時、境界問題を押しつけられ、後始末をさされることになるとは夢にも思わなかったのです。

この時、 氏が、すでに、この人達に対して内容証明で檜・枇杷の木の 所の境界を入れませんかと、内容証明にて13年7月に申し入れていたので す

しかし、県は、12年の11月から用地の買収を開始しており、旧地主2名の名義の土地も12年の12月に取引済であったのです。 氏に県は境界の確定をしていないので境界が決まっていませんよと指摘されはじめて、この時、境界確定をしなければならないと気づき、13年の12月10日に、私の印鑑をついてと言ってきたのです。 氏にすでに売却しておりますの

で、境界のことだったら 氏の家に行って印鑑をもらって下さいと、玄関で何度も断りました。しかし、帰ろうともせず、「この印鑑は、旧地主だけにもらっている印鑑で境界確定をする印ではありません。新しい地主のさんは関係ないのです。元々地主であった人達が現地へ寄ったという印鑑である」と錯覚するような話をしていました。境界を決める印鑑ではないかの如く、しつこく説明されたのです。

私は、境界のことであれば、 氏の所へ行って印鑑をもらって下さいと言ったのですが、彼たちは、あくまでも、「旧地主であった方々の確認だけの印なので、 氏は関係ない」との対応でありました。この時に、私はもっと慎重に人に相談したりすれば良かったと、今でも県を信じたことの後悔と情けないのとで毎日悩んでいます。

県の人達ではあるし、「旧地主の人達だけにもらう、あくまでも確認だけの印鑑なので」と簡単に説明されましたし、境界を決める重要な印鑑とは一言も言われません。分かるように教えてはくれなかったのです。

私自身、また、良心は、宗教信仰の上で、人を疑ったりできない道に生きているものですから、人を疑うまで、まして、行政であります県を疑うことなどできない性格で生きております。その私をうまく説得し、印鑑をつかせた後、彼らはその足で旧地主の2名の方に、境界確定の印鑑をもらいに行ったのです。旧地主の2名の方には、何の落ち度もありません。

といいますのは、 さんがこれでいいと境界確定の印鑑をついたのだと思い込み、取引も済んでいるし、 さんがこれでいいのなら、私もこれでいいと思い、捺印をしたのであろうと思います。

まさか、 さんが単なる旧地主だった人達にだけもらう確認だけの認めでついたとは知るよしもありませんから、旧地主2名の方はついたのです。

県は、私に境界を決める重要な印鑑ですよと説明する責任と現地へ連れて 行き、図面と現地を旧地主3名に確認させた上で、確定印を求める説明責任 があったはずです。

県は、すでに隣の土地を12年の12月に買い上げているので、わざわざ 1年も後に、なぜ私の印がいったのですか?

確定をせずに、買い上げたから大変と気づき、私に何としても確定印をもらって、 氏が、私から土地を買った12年3月の取得する以前に、境界は入っていたと言いたいがために、私に印鑑をもらったのでしょう。そうでなければ、県が旧地主の2名の方より、12年の12月に買い入れた後、1年も経って、私の境界確定の確定印など必要はないはずであります。

元々、何も決まっていなかった境界を平成11年の8月12日に決まっていたこととする資料を平成13年の12月10日の10時に私の家に印をもらいに来たのです。用地課長が、そもそも、現在の所有者と決めるべき境界であり、私がなぜ用地課長のために決まっていない境界を、さも決まっていたぞという嘘の証明をしなければいけないのか、納得いきません。

その後、土木へのお願いに行って、所長さんと用地課長とがいるところで、

平成13年の12月10日10時に用地課長が家に来て、署名捺印をしてしまった書類は、間違いです。私には、決まっていない境界を決まっていたこと間違った署名をさせられてしまったので、私は、取り下げたいのです。あの書類は、私の責任で取り消しのために、線を引くのと抹消のために印鑑をつかせて下さいと頼んだのですが、所長さん方々は、それはさせられない1枚の紙に署名してくれているのは、他にもおられるのです。消すことは、今更できませんと断られたのです。

平成14年5月9日と15年の6月23日に、私は、現地で旧地主2名の方、用地課長他数名と会うこととなり、檜・枇杷の木の部分が境界と申し上げたら、旧地主の2名の方は、この木は、 さんのお父さんが手入れしていたと言ってくれたのですが、用地課長は、木の手入れをしていても土地の境界とは違うかもしれない。また、県に売った土地の境界が違うとなると、当然、お金を返金してもらうことになるし、他人の土地をそこまでと言って、県に売ったことになると、旧地主の2名の方に言っていました。

また、用地課長はこうも言いました。境界が違って困って、解決しなければならないのは、 さんと さんの二人の間の問題であって、旧地主の2名の方。県には何の関係もないと言われました。

そもそも、県の責任で解決をしなければならない境界を、平成13年の12月10日に捺印をさせられた署名を楯に、境界が入っていた所、買い上げているので問題はない。境界で問題があるとすれば、それは、 さんと

さんとの問題で、解決すべきことがらで、県に何の関係もないと言い切ったのです。私に署名させて、 氏と私だけの問題と言い張る県に、私は、 憤りを感じます。 信用できないではありませんか。

これらのことも、所長様方々にもお伝え致しました。平成14年度の所長様は、全部書類を出して説明をしなさいと用地課長に言っていましたが、現地で境界、檜・枇杷の木のそばであるといった本当のことは伝わりませんでした。その後、所長様も変わり、 氏から新しい所長様が、現地で話を聞いて下さるとのことなので、立会に出て欲しいと、旧地主2名の方には、県の方からお願いしてくれるとのことでありました。

平成15年6月23日午前10時に、現地へ行きました。その時、私は、10日前、平成15年6月14日に、仕事の帰り交通事故を起こし、本来は最低でも1ヵ月ぐらいは安静にしなければならなかったのですが、新しい所長様が、約束通りに来て下さるということで、苦痛の中、現地へ行ったのですが、新しい所長様は、約束を破って出席しなかったのです。やって来たのは、用地課長と他8人ぐらいの人が来ていました。

そして、いきなりビデオカメラを回しながら現地へ入って来たので 氏が、境界の話をするのに、ビデオを撮る必要はないからやめて。この土地からすぐに出て行って下さいと言ったら、ビデオを回していた人は、撮るのをやめて出て行きました。

私・ 氏・旧地主2名の方、用地課長が話の中心となり、話をした内容

で、ハッキリと覚えていることは、AK 55・56・57・58の境界の確定の話は、あれから平成11年の8月12日のこと、一度も話題に上がったことはないし、境界の話をしたこともない。まして、境界認定などしてはいません。

・旧地主 2 名の方の 3 人で、この日に、上記のように話が出たのです。 したがって、境界など 3 人で話し合ったことなどないと県の用地課長のいる 前で言ったのです。しかし、用地課長は、決まってないとなると、他人の土 地をそこまで行って、売ったことになりますよ。また、土地が減った分、返 金してもらうことになりますよと旧地主 2 名の方を説得していました。

氏は、3人でAk55・56・57・58の境界について話したことも、話題に上げて話し合ったことなどないと話すことのテープを取らせて下さいと、テープを差し出すと、用地課長は、こんな大事なこと、テープに取らせてもいいのかと旧地主の2名の方に質問していました。 氏は、録音が駄目なら、裁判になっても、そのことを正直に証言して下さいよと頼んでいました。

私は、事実のことを事実として証言して欲しいのです。用地課長が家に来て、あの日、あの時、署名捺印したばかりに、あれから一度も心の休まる日などありません。

氏は、旧地主2名の方にも、この日、言っていました。土地の間違いは、返してとは言わない。旧地主2名の方に寄付します。しかし、物件とかについては、別で、キッチリと間違いであることをハッキリしたいので、また、県は境界確定していない土地を買い上げていたことに気づき、問題が発生したので、その問題を 氏と書面1枚で終わらせようとするのは、おかしいと言っていました。

私は、今後、このような問題が発生しないようにするためにも問題の一人の旧地主を押し付け解決するようなことなどあってはなりません。反省していただきたいのです。

私は、この数年、くつろいだ日々などありません。考えれば考えるほど、 あの日の県の説明不足のためにどれだけ迷惑をかけられているか、地元の人 達は、反対者の如く思われ、1日たりとも、このことを考えない日はありま せんでした。

県には、今までこのことをキッチリと知っていただき、上司の方にも気づいてもらって、今後、このようないい加減な土地の買い方、また、その原因が、県担当者にあるのに個人にその責任を転化するようなことは、二度と起こさないようにしていただくことが目的です。

私、この事業に土地を売らないとか、協力しないとか言ったことがありませんし、今まで、県に1日も早くこのことを気づいて下さい。そして、早く事業が済みますようにお願いしてきました。それなのに、問題を正面から受け止めようとせず、事業認定し、収用で対処すると言っては、話は聞いてくれなかったんです。

国土交通省の大臣にお聞きしたいのです。以上のような事柄は、事業認定 までとって解決すべきことでしょうか?

何でもかんでも、簡単に事業認定をおろすことができるのですね。国が決定しようとする事業認定は、このような状況での認定でなく、もっと、大儀で重要な案計ではありませんか。慎重に審査されたいと願います。

収用までせずとも解決できる事柄です。事業認定されると人並みの交渉ができません。今まで、用地交渉したことなどないのです。人並みの話し合いする時間を下さい。きっと、今年度工事ができますようにと話し合い致しますので、今一度チャンスを下さい。

きょうの公聴会が終わった後で、すぐからでも正面から、境界について取り組んでいただき、話し合い、再考し、1日も早く取引を済ませ終わらせたいのものです。今からでも、話はされることと願っています。

最後に、念のために申し上げておきます。阿南市新野町宇井谷 番地の土地は、私の相続名義にはできておりません。けれども、相続権利者は、全ての方が、私に相続してくれるとのことでありますので、収用までいかなくても解決できることでありますので、申し上げておきます。そして、この公の場で聞いていただける機会を与えて下さったことに感謝を致します。ありがとうございます。

また、これらの関係資料は、提出致しますので、参考して下さい。以上。 平成16年10月27日。

徳島県阿南市新野町重友

なお、意見書には、実名を書き入れてありますが、敢えて、この場では、 実名を引かせていただきましたのでご了解下さい。以上です。

(公述人 降壇)

議長

どうもありがとうございました。

それでは、これによりまして予定しておりました全ての公述が終了しましたので、一級河川桑野川改修工事に係る公聴会を終了致します。

なお、会場の管理上の都合がございますので、公述人及び傍聴人の方々は 速やかにご退場願います。

本日はどうもありがとうございました。

14時16分閉会